

## [A] 江戸幕府の成立・大名統制・朝廷統制

江戸幕府の成立		豊臣氏の滅亡	
家 康	1590年 関東250万石に移封(北条氏の滅亡後に関東に移封) →江戸城(戦国初期に太田道灌が築城)を拠点とする	1598年 豊臣秀吉の死去(子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立(武断派は徳川家康への接近をはかる) →文治派(石田三成) VS 武断派(福島正則・加藤清正)	
	1600年 関ヶ原の戦い(美濃国)(天下分け目の戦いと呼ばれる) [東軍(約10万4000人)] 徳川家康(五大老の筆頭)・福島正則(秀吉子飼いの武断派) 加藤清正(秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋(西軍から寝返り)	[西軍(約8万6000人)] 石田三成(五奉行の一人)・毛利輝元(五大老の一人) 小西行長(小西隆佐の子)・宇喜多秀家(五大老の一人)	VS
	1603年 後陽成天皇が徳川家康を征夷大将軍に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国単位に国絵図と郷帳の作成を命ずる ★国絵図(場所を把握する地図)・郷帳(石高を把握する検地帳)		豊臣秀頼は一大名に転落(摂津・河内・和泉の65万石)
秀 忠	1605年 将軍職を徳川秀忠[2代将軍]に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は駿府で大御所(隠退した前将軍のこと)として実権を握る	1614年 方広寺鐘銘事件(方広寺は秀吉が創建) 釣鐘の銘文「国家安康」・「君臣豊楽」を家康が問題視 ★金地院(以心)崇伝(臨済宗の僧・家康の顧問)・ 南光坊天海(天台宗の僧・家康の顧問)が関わる	
	1614年 大坂冬の陣(方広寺鐘銘事件が契機) 講和が成立するが、徳川方が条件を無視して内堀の埋立てを強行		
	1615年 大坂夏の陣(豊臣秀頼・淀君(秀頼の母)自殺→豊臣家滅亡) →以後、「元和偃武」(戦のない平和の時代のこと)の到来		
大名統制		朝廷統制	
秀 忠	1615年 一国一城令(大坂夏の陣の直後に発布される) 大名の軍事力削減のため、大名の居城以外は取り壊し(1領国1城)	1611年 徳川家康が後水尾天皇(後陽成皇子)を擁立	
	1615年 武家諸法度(元和令=13条) 起草者=金地院崇伝 制定=徳川家康の命令で諸大名を伏見城に集めて、徳川秀忠の名で発布 趣旨=大名に対する基本法典(旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容=①文武弓馬の道(文武)の奨励・②城郭の新築と無断修築の禁止 ③私婚の禁止(大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④大名同士の徒党を禁じる・⑤法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥諸大名参勤の作法(参勤交代の制度化ではなく作法について) [大名の処分(武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)] ①改易(領地没収)・②減封(領地削減)・③転封(国替え) ex. 福島正則(安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) 松平忠輝(越後高田藩主)・松平忠直(越前福井藩主) 本多正純(宇都宮藩主)・加藤忠広(肥後熊本城主)	1615年 禁中並公家諸法度(17条)(起草者=金地院崇伝) 趣旨=天皇・公家に対する統制法(朝廷統制の基本法令) 目的=①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容=①天皇の学問第一・②公家の席次・③摂関の任免 ④武家官位は公家官位と別にする・⑤元号の制定 ⑥紫衣(高僧に与えられる紫色の衣)勅許の条件	
	(武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)		
家 光	1635年 武家諸法度(寛永令=19条) 起草者=林羅山 ①参勤交代の制度化(毎年4月交代で参勤することを義務付ける) 内容=(1)国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2)石高に応じた人数を率いて参勤(人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響=(1)参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2)交通(街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3)江戸文化の地方伝播(大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名=半年交代・水戸藩=江戸定府 対馬の宗氏=3年に1回・蝦夷の松前氏=5年に1回 ②五百石積以上の大船建造禁止 ③私設の関所・津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を禁止	1620年 徳川和子(徳川秀忠の娘)が後水尾天皇に入内	
		1627年~紫衣事件(後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) →沢庵宗彭(大徳寺の僧)を出羽国に配流 1629年 後水尾天皇が明正天皇(後水尾皇女)に譲位 ★修学院離宮(後水尾上皇が造営した数寄屋造の山荘)	
			1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で紫衣(天皇が高僧に与える紫色の衣)着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の沢庵宗彭を出羽国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した後水尾天皇は突然譲位を發表し、明正天皇(後水尾天皇と徳川和子の皇女)が即位した。



[A] 江戸幕府の成立・大名統制・朝廷統制

江戸幕府の成立		豊臣氏の滅亡	
<p>1590年 関東 <u>      </u> 万石に移封 (北条氏の滅亡後に関東に移封) → <u>      </u> 城 (戦国初期に <u>      </u> が築城) を拠点とする 年 <u>      </u> の戦い ( <u>      </u> 国) (天下分け目の戦いと呼ばれる) ←</p> <p>[東軍 (約10万4000人)] <u>      </u> (五大老の筆頭)・福島正則 (秀吉子飼いの武断派) 加藤清正 (秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋 (西軍から寝返り)</p> <p>↓</p> <p>年 後陽成天皇が徳川家康を <u>      </u> に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国単位に <u>      </u> と <u>      </u> の作成を命ずる ★ <u>      </u> (場所を把握する地図)・<u>      </u> (石高を把握する検地帳)</p>	<p>1598年 豊臣秀吉の死去 (子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立 (武断派は徳川家康への接近をはかる) → 文治派 (石田三成) VS 武断派 (福島正則・加藤清正)</p> <p>[西軍 (約8万6000人)] <u>      </u> (五奉行の一人)・<u>      </u> (五大老の一人) <u>      </u> (小西隆佐の子)・宇喜多秀家 (五大老の一人)</p> <p>↓ (関ヶ原の戦い後) <u>      </u> は一大名に転落 (<u>      </u>・<u>      </u>・<u>      </u> の <u>      </u> 万石)</p>		
<p>年 将軍職を <u>      </u> [2代将軍] に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は <u>      </u> で <u>      </u> (隠退した前将軍のこと) として実権を握る</p> <p>1614年 <u>      </u> (方広寺鐘銘事件が契機) ←</p> <p>↓</p> <p>年 <u>      </u> ( <u>      </u> (秀頼の母) 自殺→豊臣家滅亡) →以後、「<u>      </u>」(戦のない平和の時代のこと) の到来</p>	<p>1614年 <u>      </u> 鐘銘事件 (方広寺は秀吉が創建) 釣鐘の銘文「<u>      </u>」・「<u>      </u>」を家康が問題視 ★ <u>      </u> (臨濟宗の僧・家康の顧問)・<u>      </u> (天台宗の僧・家康の顧問) が関わる</p>		
大名統制		朝廷統制	
<p>年 <u>      </u> (大坂夏の陣の直後に発布される) ↓ 年 <u>      </u> ( <u>      </u> 令 = <u>      </u> 条) 起草者 = <u>      </u> 制定 = <u>      </u> の命令で諸大名を <u>      </u> 城に集めて、<u>      </u> の名で発布 趣旨 = 大名に対する基本法典 (旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容 = ① <u>      </u> の道 (文武) の奨励・② 城郭の新築と無断修築の禁止 ③ <u>      </u> の禁止 (大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④ 大名同士の徒党を禁じる・⑤ 法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥ 諸大名参勤の作法 (参勤交代の制度化ではなく作法について) [大名の処分 (武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)] ① <u>      </u> (領地没収)・② <u>      </u> (領地削減)・③ <u>      </u> (国替え) ex. <u>      </u> (安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) <u>      </u> 松平忠輝 (越後高田藩主)・<u>      </u> 松平忠直 (越前福井藩主) <u>      </u> (宇都宮藩主)・<u>      </u> (肥後熊本城主)</p> <p>(武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)</p>	<p>1611年 徳川家康が <u>      </u> 天皇 (後陽成皇子) を擁立</p> <p>年 <u>      </u> ( <u>      </u> 条) (起草者 = <u>      </u>) 趣旨 = 天皇・公家に対する統制法 (朝廷統制の基本法令) 目的 = ① 天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ② 天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容 = ① 天皇の <u>      </u> 第一・② 公家の肅次・③ 摂関の任免 ④ 武家官位は公家官位と別にする・⑤ 元号の制定 ⑥ <u>      </u> (高僧に与えられる紫色の衣) 勅許の条件</p> <p>[朝廷の統制] ① <u>      </u> (朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命) ② <u>      </u> (朝幕間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命) ③ <u>      </u> (天皇領) = 1万石 (家康) → 3万石 (綱吉) ④ 公家領 (100家以上) = 7万石</p>		
<p>年 <u>      </u> ( <u>      </u> 令 = <u>      </u> 条) 起草者 = <u>      </u> ① <u>      </u> の制度化 (毎年 <u>      </u> 月交代で参勤することを義務付ける) 内容 = (1) <u>      </u> 国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2) 石高に応じた人数を率いて参勤 (人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響 = (1) 参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2) 交通 (街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3) 江戸文化の地方伝播 (大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名 = 半年交代・水戸藩 = 江戸定府 <u>      </u> 対馬の宗氏 = 3年に1回・蝦夷の松前氏 = 5年に1回 ② <u>      </u> 石積以上の大船建造禁止 ③ 私設の <u>      </u> (領内の港で物資の移出入を禁止すること) を禁止</p>	<p>1620年 <u>      </u> (徳川秀忠の娘) が <u>      </u> 天皇に入内</p> <p>1627年~ <u>      </u> (後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) ↓ → <u>      </u> (大徳寺の僧) を <u>      </u> 国に配流 1629年 <u>      </u> 天皇が <u>      </u> 天皇 (後水尾皇女) に譲位 ★ <u>      </u> ( <u>      </u> 上皇が造宮した <u>      </u> の山荘)</p> <p>1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で <u>      </u> (天皇が高僧に与える紫色の衣) 着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の <u>      </u> を <u>      </u> 国に配流した。これにより、<u>      </u> 天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した <u>      </u> 天皇は突然讓位を発表し、<u>      </u> 天皇 (後水尾天皇と徳川和子の皇女) が即位した。</p>		

